

海田西小学校いじめ防止基本方針

1 海田西小学校いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法、海田町いじめ防止基本方針に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義等

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子供にも、どの学級でも起こりうるものであり、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

(1) いじめの未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめられている児童を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、児童が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(3) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、いじめ防止対策推進法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

(4) 学校、家庭及び地域の連携

学校関係者、PTA及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で児童生徒を見守り

育てる。

4 実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり，教職員は平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため，校内に設置している「いじめ防止委員会」を活用する。

この委員会の構成，役割及び組織は，この基本方針に基づき適切に改訂する。

5 いじめの防止等に関する取組

いじめの防止のため，「海田西小学校いじめ防止基本方針」を策定し，校長のリーダーシップの下，生徒指導体制を確立する。また，「海田西小学校いじめ防止基本方針」に基づき，「いじめ防止委員会」を中心として，実情に応じ，次のような取組を体系的・計画的に進める。

(1) いじめの防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築

ア いじめ防止委員会を設置し，海田西小学校いじめ防止基本方針に基づき，いじめの未然防止，早期発見・早期対応及び再発防止を図り，児童が安心して学べる学校づくりを推進する。

イ いじめ防止委員会は，校長，教頭，教務主任，保健主事，生徒指導主事，その他校長が必要と認める教職員をもって構成する。

(2) いじめの防止等に係る児童生徒への指導

ア どのような行為がいじめに当たるのか，いじめられた児童生徒にどのような影響を与えるのか，いじめはどのような構造なのかなど，いじめについて正しく理解させる。

イ 社会体験や生活体験の機会を設け，児童生徒の人間性や社会性を育み，豊かな情操を培う。

ウ ソーシャルスキル・トレーニングやピア・サポート等を通じて，円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。

エ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族，相談機関等に伝えることは，適切な行動であることを理解させる。

(3) 児童生徒の主体的な活動の支援

児童会・生徒会組織の中に，いじめの防止等のための委員会を設置し，児童生徒が主体的に活動できるよう支援する。

(4) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。

イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。

ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的，計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。

エ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。

オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。

カ いじめ発生時の対応プログラムを作成する。

キ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招聘する。

(5) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

(7) 重大事態発生時の対応

調査組織（プロジェクトチーム等）を編成するとともに、対応フロー図を作成する。

6 重大事態への取組

重大事態が発生した場合、学校は、速やかに海田町教育委員会に報告するとともに、プロジェクトチーム等を編成し、調査等の適切な取組を行う。

(1) 「重大事態」の定義（いじめ防止対策推進法第28条第1項による）

「重大事態」とは、次に掲げる場合を指す。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止委員会において重大事態と判断した場合は、海田町教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通理解のもと、いじめられた児童を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) P T A役員との連携
- (オ) 関係児童への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校児童への指導

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組み

- (ア) 教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- (イ) 問題の背景・課題の整理
- (ウ) 取組の見直し，改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

7 取組の検証と実施計画等の見直しについて

- (1) いじめ防止委員会において，各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い，その結果に基づき，実施計画の修正を行う。
- (2) いじめ防止委員会において，各種アンケート，いじめの認知件数及びいじめの解決件数，並びに不登校児童数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に，年度間の取組を検証し，次年度の年間計画を策定する。